

ベトナム向け輸出うんしゅうみかん検疫実施要領の制定に関する 説明会

令和3年10月
農林水産省
消費・安全局植物防疫課

説明内容

1. ベトナム向けうんしゅうみかんの
輸出解禁協議の背景・経緯
2. ベトナム向けうんしゅうみかんの
植物検疫条件

1. ベトナム向けうんしゅうみかんの輸出解禁協議の背景・経緯

- ベトナムは、日本産うんしゅうみかんについて、ベトナムが侵入を警戒する病害虫が我が国で発生していることを理由に、輸入を禁止していた。
- 農林水産省は、産地からの要望を踏まえ、うんしゅうみかんの輸出が可能となるように、ベトナムの植物検疫当局と技術的協議を積み重ねてきた。
- 今般、日本産うんしゅうみかんに関する植物検疫条件に合意し、令和3年10月1日から、ミカンバエの発生ないことが確認できた地域からの日本産うんしゅうみかんのベトナムへの輸出が可能となった。

2. ベトナム向けうんしゅうみかんの検疫条件

検疫対象病害虫

Bactrocera tsuneonis (ミカンバエ)

Pseudomonas syringae pv. *syringae* (褐斑細菌病)

Aculops pelekassi (ミカンサビダニ)

Adoxophyes dubia (ウスコカクモンハマキ)

Adoxophyes honmai (チャノコカクモンハマキ)

Diaspidiotus perniciosus (ナシマルカイガラムシ)

Pseudaonidia duplex (ミカンマルカイガラムシ)

Zygophiala jamaicensis (すす点病)

2. ベトナム向けうんしゅうみかんの検疫条件

主な検疫条件

- (1) 登録生産園地で栽培されること
- (2) 登録生産園地にミカンバエ等の検疫対象病害虫が発生していないことを確認すること
- (3) ベトナム側植物防疫当局によって登録生産園地の確認が行われること
- (4) 登録選果こん包施設で選果・こん包作業が行われること
- (5) 植物防疫所による輸出検査を受けること

2. ベトナム向けうんしゅうみかんの検疫条件

(1) 登録生産園地で栽培されること

- ベトナム向けに輸出されるうんしゅうみかんを生産する園地は、農林水産省により登録されること
- 登録生産園地では防除暦に基づき、適切な防除が行われること
- 登録生産園地のリストは輸出時期の2か月前までにベトナム植物防疫当局に送付されること

2. ベトナム向けうんしゅうみかんの検疫条件

- (2) 登録生産園地にミカンバエ等の検疫対象病害虫が発生していないことを確認すること
- 登録生産園地においてミカンバエ等の検疫対象病害虫の無発生又は低密度での発生であることを確認すること
- ミカンバエについては、国際基準第10及び26に沿った方法により無発生を確認すること
- 褐斑細菌病については無発生であること、その他の病害虫については低密度での発生であることを確認すること

2. ベトナム向けうんしゅうみかんの検疫条件

(3) ベトナム側植物防疫当局によって登録生産園地の確認が行われること

○ 登録生産園地は、毎年輸出シーズンの前に、
ベトナム側植物防疫当局による確認を受けること

※ ベトナム側検査官の招へい日程については、
農林水産省植物防疫課が各都道府県の要望を取りまとめの上、
ベトナム側と調整

ベトナム側検査官の招へい等の費用は産地側が負担

2. ベトナム向けうんしゅうみかんの検疫条件

(4) 登録選果こん包施設で選果・こん包作業が行われること

- ベトナム向けに輸出するうんしゅうみかんは、登録された選果こん包施設により選果こん包作業が行われること
- 異常果実の混入が無いことを確認するための果実チェックは、選果工程の前と選果工程中の、少なくとも2回選果されること
- こん包にベトナム向け輸出の表示がなされること

2. ベトナム向けうんしゅうみかんの検疫条件

(5) 植物防疫所による輸出検査を受けること

- ベトナム側輸入者は、ベトナム農業農村開発省から輸入許可証を取得すること
- 日本側輸出者は、ベトナム側輸入者が取得した輸入許可証の写しを輸出検査申請書に添付して、植物防疫所に輸出検査を申請すること
- 植物防疫所は輸出検査を実施し、当該うんしゅうみかんがベトナム側検疫要件を満たしていることを確認した場合は、植物検疫証明書を発行すること
- 植物検疫証明書にはベトナム側が指定する追記がなされること
- 輸出される荷口には土及び植物残渣の混入がないこと